

峰崎直樹君 法案の中身に入る前に、前回のこの財政金融委員会で質問をさせていただいたことと関連をしながら少し質問をさせていただきたいと思うんですが、まず、私は前回指摘をできなかったんですが、どうも金融庁のこれまでの不良債権問題に対する改革のある意味では中身がかなりぐらぐらしていたんじゃないかというふうによく指摘を受けるわけです。

それは、私も注意深くいろんな資料を読んだり金融担当大臣からお話を聞けば何とかわかるような気もするんですが、実は最初に、たしかあれは骨太の方針ですか、六月に、不良債権については、今までのものは二年、新規に発生するものは三年で解決をすると、こういう話だったんです。参議院選挙が終わって八月に入ってまいりますと、これは経済財政諮問会議で、今のテンポでこういう形でやってもやや七年ぐらいかかると、こういう話だったんですね。そうすると、最初の二年から三年の間に解決するということと、七年という数字が出てきたりして、これは一体どうなっているんだと、こういうある意味では疑問を持つ向きもあるわけがあります。

改めて、金融担当大臣として、この不良債権の処理の方途といいますか、具体的なめどといいますか、日程的な問題を含めて、時間軸でもってどのように考えておられるのかを最初に確認しておきたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） 私ども、当初から今回不良債権と、当初というかことしの一月ごろから私が申し上げたわけですが、不良債権というのは間接処理にとどまらないでやはりオフバランス化を考えないといけない、こういうことを申し上げ始めたわけですが、それが政府の施策という形でしっかりした文書の形でまとめられたのは骨太の方針のときでございます、六月だったと思います。

そういうことですが、そのときに私も、この話が審議されるときに、そういうプロセスを追求していったときに、一体その先に何があるんだということをやっぱり国民の皆さんにお示しするということが必要ではないか、特にそれは、不良債権比率という非常にわかりやすい指標、こういうようなものを採用することによって、全貸し出しの中に不良債権がどのぐらいの比率になって今現在おり、それがどのぐらいの比率まで下がるかという形で、それから、どのくらいまで下がればそれが正常な状態と言えるのかというようなことを含めまして、はっきりしたイメージを国民の皆さんにお示しする、また我々の行政にとりまして、いや、これじゃテンポが遅いぞとか、もうちょっと早くしなきゃいけないぞとかというような、そういう一つのスケールというか物差しというか、メルクマールをつくっておくことが必要だということで不良債権比率、もちろんもう一つ与信費用比率というものも補足的に掲げさせていただいたわけですが、そういうものを採用させていただいたということでございます。

そうして、その上で、じゃ一体我々がやろうとしていることが時系列的に言ってどういう姿になるんだということを実は明らかにしておこうと、こういうことを考えまして、全くの試算でございます、これはもう前提をかなり置かなきゃいけませんので試算なんですけれども、そういう形で示したものが不良債権問題解決のイメージということで公表をさせていただいた資料というか計表と、こういうことになっているんです。

そのときに、今、峰崎委員がおっしゃったように、七年ということになっちゃったじゃないか、三年と七年とは一体何の関係があるんだと、こういう御疑問をわかせてしまったというのはまことに我々にとって不本意であったわけですが、それは、七年というのは計算上のことで七年ということになるわけで、どうしてそうなるかという、不良債権というのは、御案内のように、要管理先以下の債権を不良債権というように我々とらえているわけですが、その不良

債権が、この三年の最後の年に生まれるという不良債権、それが一体その後どういうふうになるかということも一応確かめておこうと、こういうふうに計算をする者が考えたんです。

そうすると、三年目の最後のところに要管理債権に正常先あるいは要注意先からおこってきたものがその後どういう推移をたどるかということを考えてみると、生まれてきたその一年を入れまして、あと三年でそれをやるということ合計四年になるわけです。三年の先っぽにあと四年、全部見ておかないと新しく生まれた要管理債権の行く末というものが見届けられないということを経算をする者が考えまして、それで合計七年のスパンでもって資料を作成し、それを公表したと、こういうことでございます。

したがって、それで正常化は一体いつなのかといえ、これは私ども、ある格付会社の申し立てていることですが、不良債権比率というのは四%ぐらいになれば正常化と言えるというふうな一つの評価もあるものですから、この四%を切るぐらいのところは一体いつ実現されるかというと、我々が前提にしているもので試算したところでは、これは三年が終わったところでそういうことが実現されるということを経算から読み取ることができたものですから、そういうことで、この前提というのはもちろん経済財政諮問会議が提示するような前提を置いての話でございますけれども、そういうことに従って経済が運営されるという前提に立つならば、今言ったような三年の集中調整期間が終わった後の四年目には四%を下回る不良債権比率というものが実現できますねと、こういうことをあらわした計表を一つのイメージとして提出させていただいておると、こういう次第でございます。

したがって、私どもとしては、不良債権問題の正常化ということをしてできるだけこのイメージに近い形で実現したい、実現すべくいろんな施策をし、また銀行にそれを促していきたいと、このように考えているということでございます。

峰崎直樹君 今四%という数字を出されましたけれども、これはどこかオーソライズされる根拠はあるんですか。

国務大臣（柳澤伯夫君） これは、例えばアメリカの不良債権比率の推移、これFDIC加盟銀行の不良債権比率で、峰崎委員もたびたびごらんになっている表かと思うんですけども、最近一%とかそういうラインまで下がっておりますが、これはもう一種のブーム現象のアメリカ経済を背景とした数字だというふうに言っていると思います。それで、私の記憶するところでは、その四%を切ったあたりの経済というのは、九〇年代の半ばごろ実はアメリカも実現しております。

そういうようなことで、私ども、そのブームの状態の不良債権比率を実現するというよりも、今から落としていくというところでは、アメリカと同じように、通常のというか、ブーム状態でない経済の状況のところあたりを目指すところだろう、それが四%近傍であろうと。

それからまた、これはスタンダード・アンド・プアーズが言っていることですが、この四%を下回る、三%ないし四%となる不良債権比率であれば問題がないと考えておるといような、これは一つの文書でございますけれども、そういうようなことから、我々はそういったところをひとつ念頭に置いて不良債権の問題に取り組んでいきたい、こういうふうなことを考えているということでございます。

峰崎直樹君 大臣、この間からずっとお話を聞いていると、要するに、民間のシンクタンクとかそういうところはマクロで不良債権もと、なかなか民間の調査については余り信頼されていないところがあるんですが、今の話になると途端にスタンダード・アンド・プアーズだとかあるいは日本のシンクタンクだとかそういうものが出てきて、何かお話を聞いているとダブルス

タンダードになっちゃってですね、物の見方、とらえ方が。そういう意味で、ちょっとお話を聞いて、そういうところでは民間のそういった研究機関とかシンクタンクとか格付機関を信頼されているんだなど。だから、ある意味では、私どもとすると、柳澤大臣、何か一貫していないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はどんなふうに考えておられますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） マクロの分析というのは、私ども、その中身についても実は少し粗っぽいというふうな認識を持っておったわけですが、その人たちは証券会社のアナリストでございまして、ちょっと私が引用した格付会社が格付をするに当たって不良債権問題をどういうふうに見ているかというのとはちょっと違うと思います。

加えまして、私はそれだけを言ったんじゃないくて、アメリカの不良債権比率の推移というものを見た上でそういうところでいいんじゃないかなと考えたということも、先ほど申したとおりでございます。

峰崎直樹君 もう一つちょっとお聞きしたいんですが、今、要管理債権とおっしゃいましたですね。私ども、骨太の方針を読んだときは、破綻先あるいは破綻懸念先、要するに 分類、分類とお話を聞いて、要管理債権というのがその中に入ったというふうに思わなかったんですが、そのあたりはどういうふうに考えておるんですか。

国務大臣（柳澤伯夫君） 不良債権というものの把握というものの、あるいは認識というものを要管理債権以下にしておるということとございまして、オフバランス化の対象にするものは破綻懸念先以下であると、こういうこととございまして。

その後は、また御質問の展開に応じてお答えしたいと思います。

峰崎直樹君 それは後でまた話を戻していきたいと思いますが、どうも大臣のお話は、答弁のときによく耳を凝らしているつもりなんです、よくわからないことが多くて、実はちょっと前回の財政金融委員会で、諸外国に対して出向かれたと、IMFだとかあるいはイギリスやアメリカの方に行かれて関係者と会われたと。そのときの内容はどうだったんですかという話をそのとき聞いていて何だかわかったかわからないなと思っていたんですが、議事録を改めて読み直してみたんです。ちょっと読んでみますと、ちょっと長くなりますけれども、

そこまで大仰に構えられる必要もないというふうに思うんですが、相対的に言いますと、不良債権処理というものとマクロ経済政策というのはある種の緊張関係にありますねということとを指摘する向きがやっぱりございます。

これはどういうことなのかわからない。これ、まず一点目です。

これは、今の日本の不良債権の問題に対する世論というか、マーケットの声もそうなんです、私はこれに対していささかもあんばいするとかというようなことは絶対言えない立場なんです。また、する気もない、そういうことは。

これはまたどういうことをおっしゃっているのかなと、ちょっと私の頭脳ではおっしゃっている中身がよくわからないので、二点目にお聞きします。

しかし、本当に冷静に考えたときに、マクロの金融政策あるいはマクロの政策の責任者がどういうふうにごういふ状況を見るかということについては、今の世の中の人たちよりもやっぱりもっと姿勢がニュートラルに、本当にどういふふうになるんだというような観点で見る向きもあるということで、要は、それぞれの金融当局者が最大の注意深さと最大の果敢さをもって取り組まなきゃいけない問題だ、大体そういうラインの話であります。

これも、よく読んでいっても、おっしゃられたことの要点、よくわからなかった。

そのときに再質問して、言っていることがわかりませんと言えばよかったんですが、改めて議事録を読んでみて、諸外国へ行って日本の金融政策に対してどういうふうに思われたのかということは今三つぐらいに分けて段落で説明しましたけれども、改めてもう一回説明していただけないかね、わかりやすく。

国務大臣（柳澤伯夫君） 今質問が始まってすぐに過去に私がお話し申し上げたことを全部読めるわけじゃないんであれですが、私、多分、基本的に私がイギリスあるいはアメリカの金融当局者と話したことはここで申し上げたくない、私申し上げる立場にないと思うということをお願いいたします。

ですけれども、それでぼつきり話をほとんどすべて拒否するというのもいかがかと私、心の中で思っていて、何と申しますか、そのものずばりを言うわけにもいかないけれども、峰崎委員のような方の御質問にフラットにノーというか、そういうことをすべきではないということでも回りくどい言い方をしたということは私十分自覚の上で申しているわけでございます。

これははっきりさせると言えば、またもとへ私の話は戻ってしまって、本当に金融当局者の間の話を明確にここでディスクロズしろということであれば、それはやっぱり御遠慮申し上げるほかないと言わざるを得ないと思います。

要は、要はというのはもうここでやめておきます、それじゃ。

峰崎直樹君 言いにくいことがあったら、私も前回のとき、それは問題があるのであれば議事録だとか秘密にしたってお話を聞かせてもらっていいじゃないかという話をしたわけですね。そうしたら、そこまで大仰に構えられる必要はないですよということでお話しなさったんですよ。不良債権処理とマクロ経済というのはある種の緊張関係にありますねという、これはどういう意味なのかなというのが、要するに、不良債権を処理しなければマクロ経済は安定しないのか、不良債権を処理すればデフレをますます加速させますよと、両方ともとれるんですよ。そうすると、どういうふうにおっしゃっているのかということ、これだけでは全然わからない。

だから私どもは、ここで議事録としてお話しなさったことの真意というのは、柳澤大臣、先ほど私はマクロの経済については余り発言しないんだとおっしゃっているけれども、しかし、今やっておられることがマクロと緊張関係にあるということをおっしゃっているわけですね、ここでは、また、そういうことを指摘をされたとおっしゃっているわけです。

どういうことを言われたのかというのは、要するに、不良債権処理を急ぎなさいと言われたのか、不良債権処理を余りに急ぐとマクロ経済にデフレをもたらすのであるから、もう少しテンポをゆっくりやりなさいと、どういう話だったのかとこれだけではさっぱりわかりませんね。改めて、これは言いたくないということなのか、言えないということなのか、ちょっとお話を聞かせてください。

国務大臣（柳澤伯夫君） まさに核心に触れた御質問の立て方をされていらっやって、どういうものなんでしょうか、私も、金融当局者の話について、こうでした、ああでしたということをお願いいたします。これはできたら御勘弁いただく方がこれからも、私がどういう立場にいるか知りませんが、仮にほかの人がなったとしても、もう行ってフランクに話をするということができなくなるんじゃないかと私は思うんですね。

ですから、これはちょっとディスクロズをするということは御勘弁いただいた方が、峰崎委員が私のお立場に立つようなときのことを考えても、私は、フランクに話をする、本音の話をするというを将来ともに確保するためには、お話ししない方が、そういう将来の立場を確保するためにもよろしいのではないかとこのふうにとりあえず判断するわけです。

峰崎直樹君 十月三十一日の衆議院の財金委員会で、金融庁長官の森昭治さんがたしか新生銀行に対して話をした中身で、何か同じようなやりとりを聞きまして、それは細かい具体的なことはなかなか言えないというような話でありましたけれども、私は何かそこら辺、もう少しフランクにお話しなされたのならこの場で言えないことはないんじゃないかなというふうに思うんですが、わかりました、そこはそれ以上追及しても時間がもったいないですし、それがすべての本質的なことではありません。

じゃ、柳澤大臣は、この緊張関係ではどちらの見解をとっておられますか。それは国務大臣として、私は聞く必要があると思っておりますが。

国務大臣（柳澤伯夫君） 今、私の立場では、ここで申し上げているように、不良債権の処理をした方がマクロ経済政策とも軌を一にすることになるだろうというふうに考えています。

峰崎直樹君 ということは、不良債権の処理を急いで早くやった方が経済にとってはいいと、こういうマクロの考え方ですか。

国務大臣（柳澤伯夫君） そうです。

峰崎直樹君 はい、わかりました。

それでは、先に進ませていただきたいと思うんですが、特別検査の中身でございます。

実は、改革工程表にも載ってまいりました、特別検査と。前回も私は少し質問させていただいたわけですが、この中身が、十月二十八日付の日経新聞に「要注意先債権洗い直し」ということでその特別検査の概要が載っております。立入検査期間が今年十一月から来年三月末、対象行が四大銀行グループの傘下銀行など大手十四行、対象企業が市場の評価に著しい変化が生じている残高百億円以上の大口融資先、参考とする株価が三月末、六月末、九月末時点の株価、参考とする格付ということでS & Pとかあるいはムーディーズとか、「などの」と書いてありますから、これはかなりあるんでしょう。それから、破綻懸念先企業への銀行の対応は、いわゆる債権放棄と民事再生法など法的処理とそれからRCCへの売却と、この三つに分けられておりますが、これは間違いないのでありましょうか。

国務大臣（柳澤伯夫君） 今、最後におっしゃった破綻懸念先企業への銀行の対応というのは、これは公表もいたしておりますので、私、ここでそのとおりですと申し上げることができます。

しかし、その他の部分、どういうものが対象であるかとかいうような、そのときに対象を選ぶときの指標はどういうものであるかというようなことにつきましては、これはかねて申し上げておりますように、対象となる債務者を風評のリスクにさらすことになるということから、これはぜひとも、その選定基準にかかわるようなことでございますけれども、私どもコメントは差し控えさせていただきます。

どうも峰崎委員がコメントを私が避けさせてもらいたいことばかり次から次へとおっしゃるので、すべて何かミスター・ノーミたいなことになって私も本意なんですけれども、実際、今私が言っていることは、その都度ずっと今まで言い続けて一貫してきたことでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

峰崎直樹君 いわゆる改革工程表の中で特別検査というのが入ったわけですね。入った理由

は、原因はやっぱりマイカルの破綻の問題ですか。そこら辺、少しお話しいただきたいと思えます。

国務大臣（柳澤伯夫君） 率直に言ってそうでございます。これは、私どもの検査というものが基本的に、特に新体制になってからは基準日というものを直近の銀行の決算期というふうに考えておるわけございまして、そうすると、銀行の貸出先の決算期との関係では非常にタイムラグが生じてしまうという傾向がございまして、このことをいわば私ども衝撃的に認識させられたというのは、今、先生の御指摘の事案であった。

何とかこれを、タイムラグの問題等ですが、そういったものをやはり克服する新しい補完的な手法というものを導入しなければいけない、こういう考え方から今回、特別検査ということを見せていただくことになったというのが経緯でございます。

峰崎直樹君 そういう意味では、市場のシグナルに敏感に反応しようという、タイムラグの、この間本会議で質問させていただいたわけですけれども。

そうすると、こういう疑問がわいてくるんですよ。つまり、市場のシグナルをもっと感度よく入れたいとおっしゃっているときには、多分それは株価の問題が一つありますよね。これは我々だって、株価の問題は毎日の市場のシグナルで、建設業で五十円を割っている株が幾らあるか、あるいは百五十円を割って危ない企業がどれくらいあるか、これはわかるんです。それはもう金融庁であろうと私、峰崎個人であろうと、これはもう要するにだれでもわかるんですね。アクセスできる。

それから、スタンダード・アンド・プアーズとかあるいはムーディーズとかという格付会社は、我々はもちろん情報を持っているんだろうと思うんですが、一番情報を持っているのは金融庁なんですよ。そうすると、金融庁が要するにムーディーズだとかあるいは市場のシグナルだとかということを活用したいというふうに言っているということは、私はどうも、もっともっといんな情報やデータを持っている金融庁が事実上、要するに検査能力を持っていないということを逆に証明してしまうのではないかなという気がしてならないんですが、そういうふう考えられませんか。この点、大臣としてはどのようにお考えになっておりますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） 少し事柄を区別して申し上げますが、銀行の資産査定というのは自己責任原則のもとによる自己査定なんですね、自己査定。そういうことが前提になって、その自己査定が的確に行われているかということを検査する、こういうことでございます。

それで、私どもは、金融庁がたくさん情報を持っているということはありません、これは正直言ってありません。金融庁が、金融機関の先の事業会社、貸出先の情報をたくさん持っているという事態は、これはないわけでございます。金融機関の情報はたくさん持っています。それから、金融機関は貸出先企業に対しての情報を、これは持っていないと困る、はっきり言って、たくさん持っていないと困る。

ということで、それで我々は、基本的に金融機関の自己査定というものが的確に行われているという、検査マニュアルは少し手続の面に偏っている面もあるんですが、その実態にも踏み込んで検査をしているんですが、基本的には、そういうきちとした手続でその情報をちゃんと踏まえた債務者区分をしているかということを見に行っているということでございます。

ですから、金融機関が今までだれよりも多く自分のお金を貸しているわけでございますから、横合いの人がああでもないこうでもないということよりも、はるかに当事者としてそれはたくさん情報を持っていないやなりません。そういうことで、我々はそれを前提にしているいろいろ検査をしてきたわけですが、ここに来てああいうことが起こった。それから、特に基準日との

関係で基本的にタイムラグという問題も我々突きつけられたということで、今回そういう補完的なことをやるぞということを金融機関に対して命じた、課したということであります。

ですから、今の御質問、金融庁が持っているはずだということであれば、それはちょっと違うということを申し上げたいと思います。

峰崎直樹君 金融庁が貸出先の情報を持っているということを言っているんじゃないんです。金融庁は、銀行の検査を通じて、金融機関の検査を通じて、一体それはどういう状況になっているかということを把握をされているわけですね。要するに、分類債権がどうなっているかということをやりますね。その大前提としては、それはちゃんと利息が入ってきているか、これが延滞していないかとか、いろいろ条件をつけてやっているわけです。

そこで、今マニュアルのお話をされました。私は、どうも今の金融監督のマニュアルの中に、こういうマイカルのようなものをもたらず大きな原因があるんじゃないかと。

それは何かというと、厳格な資産査定に対して、マニュアルの中に、銀行がこの融資をしているか、引き続き融資をしているかどうかということが必ず入っているじゃないですか。そのことによって、本来ならばこれは破綻懸念先だけれども、しかしメインバンクがちゃんとこれを応援しているから、だからこれは要注意でいいんだよと、こういうのが実は今の銀行の検査マニュアル、これは私も前にも一回質問したことがありますけれども、検査マニュアルの中にどうもそういうものが入っているから、実は銀行同士が、私、後で申そうと思ったんですが、不良債権の持ち合いというのをやっている。

つまり、そごうならそごうには、具体的な固有名詞は挙げませんが、Aの銀行もBの銀行もCの銀行も全部貸し込んでいます。しかしそれは、そこから自分が融資を引き揚げるぞと言ったら、おまえのところも、メインバンクのところの企業も、おれも引き抜くぞという、お互いにこういう不良債権同士の持ち合いっこになっている。だからなかなか足が引けなくなっているということもあるだろうと思いますし、マニュアルの中に、要するに銀行の支援というものの措置が入っていれば、本来査定すればこれは破綻懸念先だというふうに入れなきゃいけないものも、いや、これは要注意でいいんだということになるような仕掛けが入っているんじゃないですか。ここが最大の問題じゃないですか。要するに、民間のアナリストなんかの見方も私はそこにあると思うんです。やはりもうそのところは峻別すべきじゃないのかなというふうに思うんですが、その点どのように考えておられますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） 今の質問のお言葉だけですと、各委員もそんなものかというようなことで、いわばメーンの支援というようなことでまた格上げされちゃうということかと御疑問になられると思うんですが、それはありません。それはまずないんです。

それはなくて、じゃ何があるかといいますと、今、先生の御指摘になられること、おわかりになってそういう表現をされたのかもしれないませんが、企業の経営改善計画、あるいは場合によっては再建、再建ではないですね、企業の現状を改善する計画というものがうたわれているケースは確かにございます。

そういうものがある場合には、本当にそれが実現可能なものであるということをいろんな形で全金融機関が一致してその経営改善計画を支持していれば、それは上げてよろしいとか、あるいはそういうことを形式的に考えなくても、主要なところがそれを支持していれば、それは上げてよろしいとか、いろいろな表現というがグレードはあるわけですがけれども、いずれにせよ、そういうことで「経営改善計画等」、「等」と書いてあるのは、その名前がいろいろなものですからそういうふうにして書いてあるんですけれども、経営改善計画というようなものが本当に実現可能性のあるものであるという場合には、それは格上げしていいですよということが書

いてあるわけでございます。

さらに御質問があればまたお答え申し上げます。

峰崎直樹君 今おっしゃられたマニュアルのところ、例えば破綻懸念先のところ、検査マニュアルの中で破綻懸念先の査定のただし書きの中にこう書いてあるんです。「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。」と。以下の要件としては、いろいろ書いてあるけれども、一方で基準を「機械的・画一的に適用してはならない。」と、こう書いてある。

要するに、検査官と銀行とのやりとりによっては、ここは非常に玉虫色になっちゃうという可能性があるんです。どうもこれは、かつての護送船団方式の中で、いわゆるメインバンクシステムで企業と銀行というのが融資する融資される、融資関係を持っていたわけです。そのことが依然としてこの検査マニュアルの中にも残っているんじゃないんですか。これが残っている限りは第二のマイカル、第三のマイカルがいつ起きてもおかしくない状態になるんじゃないんですか。

要するに、株価がどうなっているかとか、あるいはその格付がBBBからBマイナスに落ちたとか、そんなことよりも、このところの基準がある意味では極めてあいまいなものになっていることが実は、今申し上げたように第二、第三のマイカルをもたらすんじゃないんですかということをお願いわけです。それがあがるゆえに、日本の不良債権というのはなかなか、国際社会からもあるいは市場の皆さん方から見ても、どうもこの点が隠されているんじゃないのか、あるいは正しく査定されていないんじゃないか、こういうふうな疑念が出てきているんじゃないありませんか。この点、改めてお伺いします。

国務大臣（柳澤伯夫君） 私自身もいろいろと問題にしているところを今委員から御指摘をいただいたということでございますが、要するに、ここで申していることを、そういう目から見て、じゃ、ずばっと落とすことができるのか、こういうことを世の中で認めないのかと。本当に幾ら経営改善計画というものを真剣になってつくってそれでやろうとしても、それを一切認めないという基準にすべきなのか。やっぱりそうじゃないんだと思うんですね。

そうじゃないということにした場合に、一体、改善計画というものの合理性、実現可能性というものをどうやって見るのかということは、これは何か書かざるを得ないですよ。そうなると、じゃこれのどこがいけないのかと。ずばっと全部切り捨てるということは世の中のあり方としておかしいということになると、じゃどうするんだと、こういうことなんです。

だから、今ここに書いてあることをこういうふうにも読めちゃって、信頼がされないような金融検査の結果をもたらす危険があるじゃないかというのも正しいというか、まあ譲ってそういう側面があるということであっても、じゃどう書くんだ、じゃ本当にちゃんと改善計画をつくってこれから回復していこうという企業をきちっとサポートしていくためにどう書くんだということが私は問題だろうと思うんですね。

ちなみに、ちょっと言いますと、これは公認会計士の実務指針も同じ表現だということですし、もちろん公認会計士の実務指針とこの金融検査マニュアルとは非常に連携をとりながらつくられているということはあるんですが、基本的には公認会計士の実務指針の方が先にできて、それを検査マニュアルは引っ張っているというのが建前の上での構造でございます。このこともちょっと指摘をさせていただきたいと思います。

峰崎直樹君 要するに、要注意先を破綻懸念先にしてつぶせと言っているんじゃないんです。問題は、ある条件、いろんな銀行が融資をしているからとか、あるいは経営再建計画を持っているからといって、それをいわゆる要注意先とかあるいは問題のない債権にするとか、そういうある意味では扱いそのものが非常に問題を生じているのであって、その分類は分類できちっとやりましょうと。なおかつ、そこで破綻懸念先と要注意先の間の場合によっては一つの、一時的にせよ、今おっしゃるように、この会社の経営健全計画だとかそういうのを出してきているからそれを何とか銀行としてはやりたいということについては、それはあっていいと思うんです。だから、場合によってはその区分先をつくってもいいと思うんです、臨時的に。

問題なのは、そのときにちゃんとそういう引き当てをしているかどうかというところが問題だと思うんです。そういうきちんとした、いわゆるほかの条件を考えたときに、銀行支援があるからないからということじゃなくて、一体この企業はある意味ではどういう分類になるのかということについての厳密な査定というのがやっぱり私はあっていいんじゃないのか。

そのところがないがゆえに、あるとき突然ばたっとマイカルのようになっちゃう。まだ第二、第三出てくるかもしれない。そのところが一番やはり今金融当局と市場との間の、何となく日本の金融検査はどれも完全じゃないんじゃないのか、あるいは不良債権の実態というのはどれもやはり正確にとらえられていないんじゃないのか、こういったところが、私もう何回も言いますが、国内だけじゃない、海外も、ブッシュさんから言われる、いろんな方からもそういうふうに言われてきている背景というのは、どうもそういうところにあるんじゃないのかという気がしてならないわけです。改めて御意見をいただきたいと思えます。

国務大臣(柳澤伯夫君) 心情的に言うとかかなり近いんですよ、心情的には。ですけれども、これを直すということになりますと、実務指針、少なくとも実務指針まではさかのぼってやるということになります。それをあえて避けるなどということもあるわけですが、実務指針を直すということになると、企業会計審議会あるいは今度新しくできた何とか審議会、新しい財務会計基準機構だそうですね、そういうところでのむしろイニシアチブでスタートするというのが新たな方法でございますので、その出方も待たなきゃいけないし、また、それまでのことを考えるとやや時間がかかるということもありまして、冒頭言ったように心情的には近いものを持っているわけですが、今急場の間には合わないということと同時に、これを今厳格にやる、この与えられた制度を厳格にやる、まず判断で裁量的に適切なことをやらない、これはもう我々の検査当局がきちっと踏まえている点でございます。

それから、先生が申された引き当てについては、私ども、行内区分の細分化をすることによって、細かく分けるという作業をすることによって、できる限りそういったこと、その債権の特殊な弱さとか、そういうものをできるだけ反映するような引き当てをするようにということをおこなうことを今回やらせていただいたということでございます。

峰崎直樹君 心情的には近いということをおっしゃられたんですが、要するにそういうふうにした方がいいねということだったら、私は、金融行政の責任者として直ちにマニュアル改定やられたらいかがですか。それは、金融庁としてそういうものを毎日やっているわけですから、検査はこれからもやるんでしょうから、そうすると、よりよいものに切りかえるというのにはそんなに時間をかけないでいいと思うんですよ、私は。そういう手続ももちろん一定程度必要かもしれないけれども、しかし、国際社会からあるいは国内のマーケットからも、やはり今の日本の金融検査のあり方について重大な疑義が呈されているわけですよ。そういう意味では私は、直ちにそれを自分の責任で改定すると。心情的に私と考え方が同じだなんというふうに言ってもらわないで、それはもう直ちにやると、こういうふうには大臣やっぱり断言されません

か。

国務大臣（柳澤伯夫君） 情情的に同じということなんですが、問題意識を持っているということです、問題意識を持っている。ですけれども、私が今やるべきことは、今与えられたこの金融検査マニュアルにおいても、同じような結果を招来できるような、そういうことが可能なんです、不可能ではないんですね。そこで、今私は工夫をしてそういうことに踏み出しているんですということをお先ほど御答弁申し上げた次第です。

峰崎直樹君 問題意識は同じだと。先ほどの情情的に同じとどこが違うのかわからないのですが。しかし、特別検査というものを実施すれば、じゃ本当に第二、第三のマイカルのようなものが出てきたらこれは防げるんですか。その自信ございますか。責任者としてどう考えておりますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） どういう意味で生ずるのを防げるかとおっしゃるのかちょっとわかりません。我々の方は、債務者区分を的確にして所要の引き当てをする、当面ですよ、所要の引き当てをするということに尽きるわけでありまして、客観的に金融検査の結果、ある企業が倒産、破綻するのを防げるかと、そんなものは私どもの任務でもないというふうに思います。

峰崎直樹君 そういうことを言っているんじゃないんですよ。要するに、今のマニュアルで十分やれるんだというふうにおっしゃっているんでしょう。私は、今のマニュアルの中には、要するに破綻懸念先なのに要注意債権になってしまう要素がここにありますねと、だからこの点をやはり直さなきゃいけないねと言ったら、そのところは今、情情的に私も共通しているものがあるとおっしゃったんですから。まあいいです。

要するに、そういう破綻懸念先に分類し直してそれを積んで、それを直ちにオフバランスで企業を倒産させると言っているんじゃないんです。破綻懸念先であってもやや一定年限銀行として支援したいというのは、それはあったっていいじゃないかということをおっしゃっているわけで、今申し上げたように、資産を査定するに当たって、何というのでしょうか、手心を、手心というか、手心と言ったら変な言い方ですが、要するにそういうものが生まれられないものにやはりマニュアルをしなきゃいけないんじゃないのかということをお私は言っているわけです。その点で私は、今、情情的に同じだというふうに理解を得たから、それでは直ちにマニュアルを変えてくださいというふうに申し上げたんです。

国務大臣（柳澤伯夫君） 議論がちょっと私、迷路に入っちゃったような気もするんですけれども。

私は、今、委員は、要注意先にされるのがいけないということであれば、それはそうじゃないんじゃないかということをお私は言ったんです。それは、破綻懸念先の上は基本的には要注意先なんです。要管理というのは要注意先の中の一部ですから、それはもう先生御案内のとおりです。したがって、破綻懸念先に区分されないというのは今の制度では要注意先と、こういうことになるわけですが、では要注意先にするのがいけないということでは多分ないんだと思うんですね、要注意先になっちゃう。

問題は、その要注意先にしてもしかるべき引き当てを積むということが必要じゃないかということであれば、それに対しては我々は、できる限りそういうふうな引き当てが可能になるような今度、債務者の行内区分の細分化という形でそれが実現できるようにいたしましたということをお先ほど来お答え申し上げているんです。

峰崎直樹君 ちょっと何かわからない、何かまたごまかされているような感じがしないでもない。ごまかすというのはちょっと表現を訂正いたしますが。

大臣、私がさっきから言っていることは、破綻懸念先であるものを要注意先に落としてもいいですよという条件が書いている書いてありますね。書いてありますね、検査マニュアルに。その検査マニュアルにそういうものがあるがゆえに、本来は破綻懸念先として分類をし、それに相応の引き当てを積まなきゃいけないものが要するに要注意先になっている、あるいは半ば要管理になっているのかもしれませんが。そうすると、これは個別引き当てになっていない場合がありますね、三%、四%だということになっています。これも後でまた質問しようと思っているんですが。

そうすると、そういうものがやはり我々からすると、しかし実態的には銀行の支援があるとか、あるいは改善計画を立ててあるからとか、そういうことがあるからその引き当ては少なくとも済んでいるというんじゃないで、そこはもう本来ならば破綻懸念先にしておいて、引き当てをきちっと積んで、その上で、破綻懸念先だけれども、この破綻懸念先については何とか再生できるようにいろんな努力を、銀行としては引き続き融資もしたいと、こういう分野があっていいじゃないですかということをおっしゃっているわけですね。そうでないと、これは金融システムの不安のことを言っているわけですから、要するに、銀行が引き当てが四%ぐらいしかないのに、一気に、破綻してしまうと七〇%ぐらい足りない部分について要するに損失を出すわけですね、結果的には。

そういう意味で、私は、そういうところに第二、第三のマイカルが起きてもいつでも金融システムは大丈夫だというふうにしておくのが本来の役割じゃないんでしょうかということをおっしゃっているんですよ。

国務大臣（柳澤伯夫君） 今、峰崎委員は、やっぱりこれを削るというかどうかして、あるいは破綻懸念先でもということをおっしゃっているのか、ちょっとよくその具体的な処理はわからないのですが、いずれにせよ、こういった経営健全化計画というのが合理的でありかつ実現可能性がある、ということをおっしゃる具体的には金融機関が皆支持しているというようなものでも破綻懸念先に分類しちゃえ、区分しちゃえということかと思うんですが、私も、やっぱり破綻懸念先にしてもう資産の保全だけを考えたような処理にして、果たして裁判所がどういうふうにおっしゃるのかという問題があると思います、継続融資をした場合に。そういう問題も絡んできちゃいますから、私は、今のこのマニュアルのもとで今度やらせていただいたのは、要注意先にするけれども、しかしこれをいわば銀行の行内区分においてカテゴリーを一つつくって、それに見合うような倒産確率とか、そういうものを勘案したところで引き当てをきちっとするということをおっしゃる具体的な施策として今度おっしゃっていただいたということになります。

やっぱり破綻懸念先にしちゃうということになると、峰崎委員のお話でも、破綻懸念先A、破綻懸念先Bというような、そういうまた結局新しいカテゴリーが必要になるということだろうと思うので、私は、ここの判断をきちっとやる、それでまた引き当てもそれに応じてきちっとやるということ、現在の枠内でも、おっしゃっていることは実際実現することは可能だという考え方で今制度の運用をおっしゃっていただいているということになります。

峰崎直樹君 私は大分違うと思っているんです。

というのは、要するに、資産査定をしたんだけど、銀行の支援とか改善計画がなかったらこれは破綻懸念先になりますという債権でしょう。その債権を、銀行の支援と改善計画があ

るから、これを要注意にしておいていいという判断をするわけです。そうすると、本来というか、この二つがなければ破綻懸念先であるのが当然だという資産査定になった場合は、それなりの引き当てを積んでおかなきゃいけないんじゃないか。その上で、そのいわゆる破綻懸念先Bに、いいです、これはBで。しかし、破綻先の中でも、これは引き続き銀行も融資をさせたいというようなものを考えられないのかなという、ちょっと違うんじゃないかというけれども、恐らく引き当てをしなきゃいけない金額が変わってくるんだと思います。そこが実は一番日本のいわゆる金融システムの脆弱点じゃないかと、こういうふうに言われているんじゃないでしょうか。

そこで、ちょっと視点を変えます。

昨日の衆議院の財政金融委員会で八城新生銀行頭取が発言をされました。どういう発言だったか聞こうかと思いましたが、間違いがあれば言うていただきたいんですが、要するに、新生銀行が継承した要注意先債権がその後どうなったかということについて、いわゆる五五%が一年で不良債権になった、その内訳は、要管理が四四%、破綻懸念先が六%、実質破綻が五%と、こういう数字をおっしゃいました。そして、感想として、国有化された長銀の査定が非常に甘かったと思う、こういうふうにおっしゃっているわけです。これは恐らくアメリカ流のドライな、銀行の責任者としてそういう見方をされているんだろうと思います。

そうすると、こういう事実とか、あるいはかつてのそごうがもう数年前から債務超過だったとか、そういうような話を我々は、衆議院の予算委員会だったのでしょうか、そういうお話も聞いているわけです。そうすると、やっぱり破綻懸念先債権にならざるを得ないものについては破綻懸念先債権にして、それでもある一定の期限を、二年なら二年、三年なら三年区切って、その間立ち直れるかどうか融資を継続してみよう、そういうような形の方向の方がより実態に合うんじゃないんでしょうか。その点についての御意見をお伺いします。

国務大臣（柳澤伯夫君） 譲渡時の資産査定、債務者区分、こういうものがその後自分たちのところでどういう変化をしたかということでございます。

足かけ三年間ですが、九月ですので二年半ですか、ということございまして、その間に何があったかと申しますと、会計原則等の変更がありました。特に要管理のところでは、これは私マニュアルの次元でよく承知をしておるんですけども、特に要管理に落とすということについて厳格化が行われています。これは明文上確認という形をとりましたけれども、条件変更は、かくかくしかじかのもはもう要管理ですよと、こういうふうになりました、厳格化が行われて。

というようなこともありまして、これをもって一概に同じ事態を、同じ状況のところを、移管後というか、新生銀行がやった場合、それから旧長銀がやった場合ということでこういう結果なんだと、それはもうひとえに査定態度の厳格の程度を反映したものだとはやっぱり言えないというふうに考えます。

峰崎直樹君 ちょっと今お話を聞いていて私自身がまだ納得できないなという感じなんです、しかしいずれにせよ、日本のいわゆる不良債権問題というのが、ことしに入っても、森前総理大臣がアメリカに行ってブッシュさんに約束をしてくる、そして新しく小泉内閣になってもこれが最重要課題だと、こう言われているんですが、どう見てもその不良債権の処理がどんどんおくれてしまっているというふうに否めないわけです。そして、しかもマイカルのようなことが起きてくると、途端にその査定が甘かったんじゃないかという議論が続出してきます。

そういう意味で、そこをもう本当にきちっと資産査定をやって、我々民主党が何度も言って

いるように正確な資産査定をやって、そしてそこで自己資本が足りなくなったらそこに公的資金を注入するというような、いろんな対応はとれるわけですが、私は、どうも今進められているやり方というのは、先ほどからずっと話を聞いていても、私自身がよく理解していないから大臣の話がわからないのかどうかわかりませんが、どうもやはり日本の不良債権のやり方、特にそのマニュアルの中にそもそもそういうものがもう含まれてしまって、それが誤解を生んでしまい、しかもひいては日本の不良債権をある意味では不透明なものにしているのではないかと、こういうふうに思えてならないわけです。

この点はまた引き続き、ここでやっても仕方ありませんから先に進ませていただきます。

次に、今、公認会計士の話をされていました。最近、これいつだったでしょうか、十一月の初めでしょうか、四大監査法人が、株価が簿価の五〇%以下でも損失処理を強制しない、そういう記事を私ども目にしたわけであります。

先ほど来、公認会計士の実務指針でも認められているんですよと、こうお話しなさっていましたが、これは本来ならば、ことしの年度から会計のあり方というのは変わってきているはずでありまして、有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表の価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない、ここでこういう規定がありますよね。この点は間違いございませんですね。まずそれをお伺いします。

国務大臣（柳澤伯夫君） 間違いがないということでございます。

峰崎直樹君 それで、この著しい下落というのは、一体これは、もし数字の問題で答えていいるということであれば、事務方でもし数字の問題だけでしたら構いませんから後でやっていただきたいんですが、ここで著しい下落というのは一体どういうときに著しい下落になるのか、これを明確にしていきたい。

副大臣（村田吉隆君） 今御指摘の実務指針におきまして、時価が五〇%以上下落した場合には著しく下落したということに該当すると。しかし、それにおきましても、合理的な反証があれば評価減を行う必要はないと、こういうふうに記載しております。

峰崎直樹君 そうすると、五〇%を割ってしまったような場合、これは本来ならば、当然これは減損処理をしないといけないんじゃないかと思いますが、その点はいかがでございますでしょうか。

副大臣（村田吉隆君） 今申しましたように、合理的な反証があれば評価減を行う必要はないと、こういうふうに記載されております。

峰崎直樹君 合理的な何と言いましたですか、もう一回。

副大臣（村田吉隆君） 合理的な反証があれば。

峰崎直樹君 合理的な反証というのは、具体的にはどんなことでしょうか。

副大臣（村田吉隆君） 株価の価格の回復の見込みがあるという合理的な理由が存在するということだと思います。

峰崎直樹君 株価の回復というのは、そういうのは、この公認会計士の皆さん方は、これは株価の回復が将来見込めるということを判断されるのでしょうか。どうですか。みんな買いますよ、それじゃ。

副大臣（村田吉隆君） 要するに、そういう観点から適正に公認会計士が検討されると思います。

峰崎直樹君 要するに、今の話を聞いていても余り回答になっていないなと思うんです。何でこんなことをするのか。決まったことを、いや、こういうときは合理的な事情がある場合にはいいですよと、こう言っているけれども、どう見てもこれは、いわゆる配当原資がだんだん枯渇してくる、株価も下がってくるし、そのいわゆる配当原資の確保というものがそのねらいなんじゃないかな。特に、我々、公的資金を入れている銀行は優先株の配当原資を確保しなきゃいけない、それに今、金融界が四苦八苦していることをどうもこの四大監査法人の皆さん方はお手伝いをしているような感じがしてならないんですが、どうなんでしょうか、その点について。

国務大臣（柳澤伯夫君） 金融商品に関する実務指針、その合理的な根拠は一体どういうふうに考えるんだということ、個別銘柄ごとでやる、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移、市場環境の動向、最高値と最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的、外的要因を総合的に勘案して検討することが必要と、こういうふう書いてあるんです。

ですから、この公認会計士さんとしてあるいは監査法人としては、この公認会計士協会の定めた実務指針にのっとって処理をするというのは、これはもう別に、それは不適切だということにはなかなか言えないということだろうと思います。

峰崎直樹君 これは中間決算なんですけれども、これは本決算でもこういうことをやられるんでしょうかね。会計処理ですからそういうことはあり得るわけですね、じゃ。

そうすると、いつまでたっても、せっかく時価会計とかそういうものを導入されているのに、実態的には、この金融機関に対してはそういうものは、もう時価会計という原則は導入しないと、こういうことになっちゃうんじゃないかという気がするんですが、これは誤解でしょうか。

国務大臣（柳澤伯夫君） これは損益に響かせる減損会計の基準なんです。（「損益ですね」と呼ぶ者あり）損益勘定で損として処理しなきゃいけない。

それで、時価会計というのは、先ほど私ちょっと別のところでも申し上げましたけれども、これはバランスシート上、いきなり持ってきて評価損というものを立ててよろしいということになっておるわけですから、時価会計の導入ということには直接関係がないというか、減損処理でやっちゃえば時価会計の評価損というのは逆に立たないということですから、時価会計の評価損というものには立つということですから、この五〇%以上下落したものについても、その限りではしっかりした会計処理が行われます。ただ、損益勘定で減損処理をしないということを今回のこの処理でやっているということからでございます。

峰崎直樹君 どうも私もバランスシートと損益計算書とごっちゃになっているせいもあるのかもしれませんが、そこら辺が非常に会計基準が変わったということで、実はけさも私たちが

門会議で勉強会をやって、なかなかわかったようなわからないような、自分自身のまだそのところがないのかもしれませんが。

ただ、本当にこの監査法人の皆さん方がそういうふうにあえて、本来はこれは五〇%を割った場合は損失処理をするわけですね。それをあえてしなかったというのは、いや、将来株価が上昇するかもしれないとか、そういうことを見込んでの上ですね、これ。ということですよ。とすると、どう見ても、将来これは株価が本当に上昇を見込めるのかなというふうに私どもはとて、今の世界経済、日本経済の現状からすれば、ますます下がっていくことはあっても、これはなかなか。もし本当に上がるということがかたいんだったら、さっきこちらから出ていましたけれども、それならおれらも株買おうかなんという話になるわけですね。

そうはならないのが株式市場だと思しますので、この点ではどうもよくわからないということについて、ちょっと後でまた。ちょうど十二時になりましたから、ここで、この質問をもって午前中は終わらせていただきたいと思います。

委員長（山下八洲夫君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

委員長（山下八洲夫君） ただいまから財政金融委員会を再開いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に総務大臣官房総括審議官林省吾君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山下八洲夫君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（山下八洲夫君） 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

峰崎直樹君 午前中最後のところで、金融商品にかかわる会計基準というので、実はけさ私も資料をいただいて金融庁から説明を受けた中身ですが、要するに今回、今問題になっている四つの大きな監査法人が、五〇%以下に株価が下回った場合、これは将来回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表の価額とするほか、評価差額は当期の損失で処理すると、こういうことですから、BSにもそれからPLにもこれは記載しなきゃいかぬと、こういう理解でよろしいですか。

副大臣（村田吉隆君） それで結構でございます。

峰崎直樹君 そうすると、この四大監査法人はなぜ今回、本来かなりBSにもPLにも計上しなきゃいけないにもかかわらず、多分これはPLの方だと思いますけれども、それを載せないで進めようとしているのか、そこら辺は、金融庁としてはその理由はつかんでおられますか。

副大臣（村田吉隆君） 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、回復する見込みがあると認められるとき、こういうことですが、これは個別銘柄ごとに株式の取得自体云々ということで、大臣が御答弁申し上げたとおりでございます、そうした観点から、回復の見込みがあるというものについて個別に公認会計士が判断をしていると、そういうことであろうかと思えます。

峰崎直樹君 どうも銀行が、やはり配当原資が非常に枯渇してきていると、それゆえそういう会計処理をしなければなくなっているんじゃないのか。これは、何も今回の会計基準の問題だけじゃなくてほかの面でも、そういうある意味では銀行の配当原資、例えばある銀行は持ち株会社になる、持ち株会社になることによって剰余金を取り崩せると、こういうようなやり方もとっているの、どうも日本の銀行に対してそれだけやはり基礎体力というもの弱っているんじゃないかなど。いわゆるBISの八%基準を上回っていると少々株価が下がっても問題ないんだというのは、どうもやはり虚構の上に成り立っているんじゃないかというふうに思えてならないんですが、その点、この問題についての最後の答弁をお聞きしたいと思います。

副大臣（村田吉隆君） 先ほどのあれでございますが、強制評価減をしたケース、あるいはそれに至らないケースにおきましても、当然のこととして配当原資には影響があると、こういうことでございますので、そこだけは御指摘を申し上げたいと思えます。

峰崎直樹君 それでは、ペイオフの方の話にちょっと進めさせていただきたいと思うわけですが、昨今の新聞を読むと、きょうは補正予算の議論じゃありませんが、補正予算については三十兆のこしの国債発行枠を守る守らないが議論になっていましたけれども、このペイオフについても、金融担当大臣にお聞きしたいんですが、まさか再度引き続き一年とか二年延ばすなんということは考えておられないと思うんですが、改めてその点についてお聞きしたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） 全く考えておりません。もう既定方針どおり実行するというところでございます。

峰崎直樹君 そこで、お聞きしたいんですが、例えば名寄せに必要な体制整備というのはほぼ大体整ったというふうに見ておられますか。

副大臣（村田吉隆君） ただいまのところ、各金融機関がペイオフに向けてのいろんな準備の作業を進めているわけですが、この名寄せの作業につきましても、預金保険機構が調べたところによりますと来年の十四年三月までにはすべて終了する見込みであると、こういうふう聞いております。

峰崎直樹君 総務省にちょっとお尋ねしますが、自治体には、要するに公金を預けているんですね、そういう公金を預けている金額はおよそ二十兆円ぐらいあると言われていたんですが、その自治体の二十兆円に及ぶ公金の扱いというのはどういうふう処理されているんでしょうか。

政府参考人（林省吾君） お答えをさせていただきます。

御指摘のように、地方公共団体の公金は、歳計現金あるいは基金、あるいは預託金というような形で運用されておりまして、その規模は年によって異なりますが、ほぼ御指摘のような規模となっております。

ペイオフ解禁後は、地方公共団体もみずからの公金預金の管理運用に関しましては自己責任が前提となりますので、各地方団体におきましては、取引金融機関の経営状況を把握した上で、地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実かつ有利な公金の管理に取り組むことといたしているところであります。

峰崎直樹君 ちょっとお尋ねするんですが、郵便局に預ける例というのが前にもちょっとここで議論になっていたことがあるんですが、そういう形でやっている、あるいはそういうところがふえていくということはありませんでしょうか。総務省です。

政府参考人（林省吾君） 私、承知しておりません。

峰崎直樹君 承知していないということはわからないということですか。それとも、調べてみないとわからないということですね。

政府参考人（林省吾君） 調べておりませんし、特にそういうことを聞いていないというふうに御理解いただきたいと思えます。

峰崎直樹君 かつてこの委員会でも同僚の浅尾慶一郎君の方がそういう事例を挙げておりますので、私は、やはり下手すると郵便局がそういう公金を扱うような形に、一般的には余りないだろうと思いますが、そういうものが仮にあったとしたら、そこにみんな安全有利な郵便貯金だということで行ってしまうということになりかねないわけですから、そこら辺はぜひまた、自治体ではどんな動きをしているのか、ちょっと注意をしていただきたいというふうに思います。

さて、いよいよ本題の今回の法案でございますが、少し質問させていただきたいんですけども、私は、今回は株式保有をティア1のところまでとめようと、大手行に対してですね。そして、約十二兆円近い銀行の保有している株を保有機構に売却する、一般勘定と特別勘定と、こう分かれているわけです。

けさ、金融庁の方々から、株価がこれだけ下がっても、実は言ってみれば自己資本比率そのものはそんなに下がらないんだという話を聞いたわけですね。つまり、それほど銀行の健全性にとって問題はないんだと、こういうお話を聞いたのでありますが、そうしたら、こういう法律をつくって無理やり市場に介入して、銀行に保有機構をつくって、しかもそれに二兆円ばかりの国家の保証までつけて、そういうことまでする必要はないんじゃないのかなというふうに思えてならないんですけども、改めてその導入の、この法律の目的のところを明確にさせていただきたいと思えます。

国務大臣（柳澤伯夫君） 私どもの庁の職員が株価の下落による自己資本への影響について話を委員にしたということでございますけれども、何との比較というか、どういう意味でそういう言葉を申したのかというのが、ちょっと背景というか事情がよくわかりませんが、実は私、手計算で自分がやったものですから間違っているかもしれませんが、十三年三月末と十三年九月末の株価というのはほぼ二五%ぐらい下落したと思うんです、日経平均で。これの影響というものがどのくらいになったかということについて計算をしたら、仮定を置いた試算で

すけれども、〇・八ぐらいだったと。その結果は、これだけでの影響を考えたところでは一一％近くの自己資本比率を維持できるという意味でそういうことを言ったんだろうと思います。

私にして言われれば、先ほどちょっとどなたかの御質問のときに申したように、実は不良債権の処理損よりもダイレクत्रीにこちらの方が自己資本への影響が、全額であるという意味では私の感じは株価の下落の方がちょっときついなという感じでございます。

峰崎直樹君 今おっしゃられた一一・七％から一〇・九％と、数字は〇・九ほど下がるという。それでも、これは我々からすれば、ああ自己資本比率を二けた、大手行で平均ですけれども、できてるんだなと。そうすると、ある意味では、先ほど原口局長が約九兆円ばかりはこれから市場で売っていきますよ、そして残るのが二兆かかもしれないと。そうすると、案外、別にこういう機構をつくらなくても、銀行が従来やっておられる持ち合い株を解消するとか、そういう一連の動きを進めれば余り問題ないんじゃないかなというふうに思えてならないのでございます。

それは別にして、じゃ今度別の角度で。と申しますのは、ことし五月ごろ盛んに私お聞きした問題があります。それは、銀行が株式が下落することのリスクについてこういう形でセーフティーネットを張られるとすれば、債券の方はどうなんですかということで、国債の問題について私随分、あるいは地方債の問題についてお聞きをいたしました。

じゃ、国債が暴落をし、暴落というか一％上がっただけで今大体どのぐらい、長期金利が一％上がったら一体銀行の保有している国債の値段はどのぐらい下がるんだろうか、どのぐらい影響を受けるんだろうか、この点についてわかれば教えていただきたいと思えます。

副大臣（村田吉隆君） 国債の金利が一％上昇したときの、大手行でお答えいたしますけれども、どういう影響があるかということなんでございますが、主要行が保有する国債残高は十三年の三月末で約五十一兆円でございます。その平均残存期間は三年程度でありますので、残存年限の入れかえは行わないという、そういう前提でもって計算をしています。金利一％の上昇により国債価格は残存期間三年と見て三％下落するというところでございますので、評価額は約一兆五千億円程度減少するという、そういう計算になるわけであります。

それで、自己資本比率に対する影響でございますが、一兆五千億という観点からいいますと、三月末に比べまして〇・二％ポイント程度の低下になるだろうと、こういうことでございます。

峰崎直樹君 私の聞いている数字からするとちょっと影響が少ないなと思っているんですが、これは恐らく全国銀行ベースなのかもしれません。

ちょっとお尋ねするんですけれども、衆議院の財金委員会で我が党の永田議員とやりとりをしていましたね。実は国債の長期保有が四月がたしかピークになって、それ以降十兆円ぐらい減っているんですね。たしか村田副大臣そういうふうにお答えになりましたよね。この四月から八月ぐらいまでにかけて急速に十兆円ぐらい国債保有が減っているのは、あれはなぜなんでしょうか、ちょっとその点わかれば教えてほしいんですけれども。

副大臣（村田吉隆君） 先ほどの数字は大手銀行ということで御理解をいただきたいと思えます。

今御指摘のように、ピークが二〇〇一年の四月でございまして、それから現在までで国内銀行全体で申しますと十二兆円ぐらい国債の保有高は減少していると、こういうことでございます。一般的に言えば、金融機関がそれぞれのリスク管理のもとでポートフォリオを組んで、リスクとリターンを考えてそういう行動をとっているものと、こういうふう考えているわけで

ございます。

峰崎直樹君 ずっと我々は、銀行は中小企業とかあるいは企業に対する与信をふやさないで、それを減らして国債をずっと買い続けているじゃないか、こういう批判をずっとしてきたんですよね。そうすると、企業に対する与信はふえない、国債の保有残高も減らしていくというのは、マネーは一体どういうふうに動いたのかなというのがちょっとわからないなと。もしわかれば教えていただきたいんですが、その実態を。いや、最近是与信がふえているのなら、それはそれで一つの結構なんですけど、どうもそうじゃないように思うんですね。そういった金融機関の行動についてわかれば教えていただきたい。これは事前にちょっと言っていないので。

副大臣（村田吉隆君） 一つは、これも日経新聞にも出ていたことでございますけれども、外債の金融機関による投資がふえていると、こういう事実はあるようでございます。

峰崎直樹君 ありがとうございます。

また、こちら辺、少し注意深く進めていかなきゃいかぬと思っているんですが、そこで、先ほどの話に入りますが、株式の保有についてこういう機構をつくる、つまりセーフティーネットだと、こうおっしゃられているわけですが、であれば、今度は国債、あるいは地方債を含めても構わないんですが、この国債の下落リスク、これについては何も手当てしなくてよろしいんでしょうか。

副大臣（村田吉隆君） 株式の保有につきましては、株式の持ち合い等を、議決権を有する株ということでございますので、保有においてリスクとリターンという観念を超えると。こういうことから、株式については価格の変動リスクを避けるためにこのたび保有制限を設けて、制限を設けた結果、こういう取得機構を設けると、こういうことになったわけでございます。

峰崎直樹君 それでもしかし、ティア1を超える国債を保有しているということは間違いのないわけですね、大量に。そうしますと、長期金利が1%というわずかな金額でも、先ほどあったようにならかなり毀損するわけですよね。そうすると、これから長期国債がどういうふうになっていくか。

きょうは副大臣がお見えですから後でまた副大臣にもお聞きしたいと思うんですが、来年、再来年、その次の年ぐらいで結構ですが、新発債ではなくて借換債だけでどのぐらい発行されるのか、そして財投債はどのぐらい発行するのか。来年、再来年、そしてその三年先ぐらいで結構ですが、ちょっと教えていただけないでしょうか。

副大臣（尾辻秀久君） 借換債の見込みの額でございますが、まず数字でお答えいたします。

平成十四年度七十・二兆円でございます。平成十五年度七十六・七兆円、平成十六年度八十三・一兆円。三年とおっしゃいましたので……

峰崎直樹君 もうあと二年先ぐらいまでわかれば。

副大臣（尾辻秀久君） それじゃ、お答えいたします。

平成十七年度九十八・九兆円、平成十八年度百六・六兆円でございます。

この数字ですが、少しお答えを続けさせていただきたいと思っております。

ただいま申し上げた数字は、これは毎年、予算審議の参考のために予算委員会に提出させていただいております国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算、いわゆる資金繰り表とよく言っておりますけれども、これに基づくものでございます。申し上げましたように仮定計算でございまして、一定の仮定のもとで計算しておる数字ということだけを申し上げておきたいと思っております。

峰崎直樹君 ちなみに、財投債はどのぐらい発行する予定になっているか教えてください、五年間。

副大臣（尾辻秀久君） 今後の財投債の見込みでございますけれども、市中発行額の見込みにつきましては、将来の財政投融资計画の規模や、ただいま経過措置を講じておりますので、この経過措置に基づく郵貯等の直接引受額等が確定しておりませんために具体的な数字でお答えすることができません。お許しいただきたいと存じます。

峰崎直樹君 いずれにせよ、これから七年間は要するに経過措置があるわけですから、そうすると、少なくなっていくか多くなるかは別にしても、財投債というのはまさに国債と同じような形になりますね。

そうすると、もう平成十七年度ぐらいになると恐らく百兆を超える借換債になる。それに、今、三十兆円にするかしないかというような議論が入ってくるわけですね、国債だけで。そうすると、百三十兆、百四十兆、これを実は市中で消化をしなければいけないというふうになってきたら、これは国債に対する暴落といいますか、そういうものが起きてこないという方がかえって不思議じゃないかと思うんですが、そういうリスクに対する、金融機関に対するリスク管理というものの指導は本当に今お聞きしているような状況でいいんでしょうかね。この点、金融庁として、こういう国債暴落リスクというものに対する備えといいますか、セーフティーネットをどういうふう考えていかれるのか、御意見があったらお聞きしたいと思っております。

副大臣（村田吉隆君） 国債の増発によって国債金利が上がってくることが予想され、そのときには国債の価格が暴落する危険性があるのではないかと、それに対する備えはどうしているんだと、こういうことでございますが、私も、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、金融機関それぞれの立場でもって適正なリスク管理をしていくと、こういうことであるというふうに思います。

そういうことでありまして、金融機関が適切なポートフォリオの選択によって国債の保有をすべきかどうかということ、あるいは残存期間につきましてもいろいろリスクに応じて長短させたりしている、そういう対応を金融機関が適正にとっていると、こういうふう考えておるわけでございます。

峰崎直樹君 そういう対応だけで本当に大丈夫ですか。私はどうも大丈夫とは思えないので、本当に国債の暴落という問題に対して注意が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

なかなか財務大臣が帰ってこられないんですが、十五分までということだったんですけども、帰ってこられません。そこで、改めてまた柳澤大臣にちょっとお聞きします。

きょうの日経金融新聞にすごく重要なことが出ておりました。大手銀行との会合の内容判明と、こう出ているわけです。これはいつかといいますと、九月の二十八日に開催された大手銀行十五行の頭取、社長と柳澤金融担当大臣や金融庁幹部の会談と、こういうことで載っている

わけです。

そこで、たくさん聞きたいことがあります、非常に国民にとっても関心が高いと思うのは、予算委員会で仙谷由人議員から、要するに銀行の金融機関の退職金とかそういうものが全然リストラされていないじゃないかと。しかも、役員の退職金というのは、役員になる前に、やめたときに一回退職金をいただいて、普通の職員として。それからまた役員としての退職金をいただくと。一説によれば、ある頭取は今回やめれば十億円ぐらいの退職金になるんじゃないかと、こういうふうに言われている頭取もおられるそうです。そういう意味で、ここで柳澤大臣は非常に厳しい御指摘されているんですが、この点に対するこれからの指導といいますか、そういったものについてはどう考えておられるのか。

国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、金融機関の個別のいろいろな社外への利益の流出というか、収益の流出について余り細かいことを申し上げるつもりは実はありません。ただ、あのときには、仙谷委員から聞かれましたし、私自身も、若干というか、そのことに確かに触れた発言も、当事者というか、その会合でしておりますので、それで申し上げたんですけれども、私は基本的に金融機関の個別の判断だというふうに考えています。

ただ、私は、そんな一つ一つの細々したことの集積ではありますけれども、一体全体この現在置かれている金融機関の厳しい状況というものを考えたときに、すべての問題についてもっと真剣に取り組みと、こういう気持ちを持っております。日本の、個別の企業を言うわけじゃないですが、製造業の人たちのいろんな、貿易の自由化あるいは資本の自由化その他、国際市場のもとにおける真剣な経費節減の努力あるいは技術開発の努力というようなことに比較して、どうも生ぬるいものがありはしないかという気持ちを私、持っているわけです。

そこで、そういうことを一つの例として、どうしてそんなことをする気になるのかというその根本のところは私には理解ができないということをお願いして、申したいわけでありまして、基本的に今のこの厳しい現状に向けて、本当に真剣に事業の組みかえあるいは経費の節減、そういったことに対して努力をしてもらいたいという気持ちを持っているわけでございます。

峰崎直樹君 あのときはテレビでもう全国に放映されておりますから、銀行に対する問題意識は非常に仙谷議員と柳澤大臣、その点では一致しておりましたから、そういった公的資金を投入している銀行の問題ですから、これはやはり堂々と株主として当然そこに一定の影響を与えるべきではないかなというふうに思えてなりません。

さて、財務大臣、大変お待ちしておりましたので、最後に財務大臣にお伺いしたいと思います。十月二十九日に大阪市内で記者会見をされて、過剰債務企業の選別について行政が関与して処理を進めるべきだと、こういう記者会見の内容が報道されているんですが、その点について、事実かどうか、事実とすればその真意はどこにあるのか。

国務大臣(塩川正十郎君) その件につきましては、一紙だけそういうことを書いていますね。ほかの新聞は全然違うことを書いています。私もそういう趣旨を言いましたけれども、それは聞いている方が取り違えていることも多分にあるんじゃないかと思っています。

峰崎直樹君 一紙、多分、私この一紙を持っているんでしょうかね、日本経済新聞でございませけれども。どういう趣旨でお話しなされたんでしょうか。

国務大臣(塩川正十郎君) 私は、その前にもこの委員会でも申ししておりますが、金融関係のことあるいは不良資産のことについては私の所管事項じゃないということは断っております。

それでも言えとおっしゃるんだったら言ってもよろしいですが、その点はっきりしておいてもらわぬと、また権限がもつれてまいりましてややこしくなりますので。

峰崎直樹君 発言なさったのは、要するに、権限外のことだけれども、実は過剰債務の企業に対しては選別することに行政も関与していいんじゃないかということ、これ銀行に基準を示すと書いてありますよね。どういう中身をおっしゃったんですか。ちょっと、もう一回。

国務大臣（塩川正十郎君） 私の聞いているのも聞いてもらいたいの。私は、所管外でも言っているのかと聞いておるんですが。

峰崎直樹君 いいですよ、それは。国務大臣ですから、当然……

国務大臣（塩川正十郎君） そうですか。それじゃ申します。そこをはっきりしておいてもらわぬと、またほかの委員から何でおまえ金融機関のことを言うんじゃないと言われまして困りますから。

そこで私が申しましたのは、この不良債権問題というのは、銀行へやいやい言ってもなかなか解決しないだろうと言っておるんです。それで、金融機関の監督官庁であります金融庁は一生懸命やっておられますし、また正確にいろいろと事業をしておられます。銀行の対応もちゃんと法律を整えてやっております。問題は、金を借りたところが本当に責任を感じてその処理をしようとしているのかしていないのかということが問題だということ、私はそこを訴えたんです。それがそういう記事になったんです。

そこで、私は、金融界のことで言ってもいいとおっしゃるから申し上げますと、こういう問題は歴史に学ぶべきなんです。峰崎先生なんかまだ生まれていなかったからね、生まれていたかもわからぬけれども、終戦後のことですからね、ああ、生まれていたですか、そうですか。

私はその経験をしておりますので、戦後すぐに起こった問題として、国家補償があったんです。国家補償が突然切られた、何千億円とそれこそ大きい金額が切られて、それで軍需産業をやっていたところは全部困ってしまって、どうにもならぬようになった。ちょうど今パブルがはじけたのと、ちょうどそんなような状態によく似ておると私は思うんです。

私は復員してまいりましてその会社に関係しておりましたので、整理いたしました。そのときにとりましたのは、そういう軍需補償を打ち切られた会社、つまり現在でいいますと不良債権の会社、それは一たんB会社に、いわゆる整理会社、旧会社へもう移しなさいと。そして、その中から使える施設やとか設備やとか資材とかいうものを、それを有効に使うために新会社をつくりなさい。新会社に対しましては、これには、復興金融公庫というのが当時ございまして、その復興金融公庫が金を貸して、旧会社の施設は借りるとかあるいは買うとか、資材を使ってそれで再生していく。労働力はそちらへ吸収していく。そしてB会社、いわゆる旧会社は十年かかって整理をする、そういうことをやったんです。そして、旧会社に対して保証しておる個人補償は、その支払い能力に応じて旧会社に対する補償の責任を果たすと、こういうことをやったんです。

私の親父がちょうどそんなことをやっておりましたので、私が復員してきたらそれを手伝いさせられたんです。その経験がありますので、そういう整理の方法がいいんじゃないかと。

それじゃ、その会社はどういう会社がやるんだということになりますと、そこが難しいところで、これはもう行政上はなかなか言えないから、言えることは、一つの基準を示したらどうだろう。

例えば、東証一部上場している会社というのは、これは社会的公器ですよ。ただ単なる営業

上の、あるいは利益追求だけの会社じゃございませんし、やっぱりそれと同時に社会的責任もあります。そういう会社ですよ、もう長年にわたって赤字で配当もできない、しかも債務超過になっておる、もう五年も六年もほったらかしてある、そして何か銀行からも債権の放棄もしてもらっておる。これだけ社会的に非常に大きい負担をかけておる会社が、いつまでたっても再建のめどがないということはおかしいじゃないかという、私はそこを言っておるんです。そういうことを企業会社が自覚して、やっぱりそれに対応したものをしてもらう必要があるんじゃないかと。

それにはどういうところが基準かといったら、例えば何年以上無配であり、債務超過であり、そして債権の切り捨ても受けたような会社、そういうところが再建のめども何もないということはおかしいと、その責任はやっぱり社会的責任として追及されるべきではないかと。そういう基準はどこで示すのだといったら、やっぱりこれは行政が示さなきゃならないんだろうなということをお私に申し上げたと。

それじゃ、再生するのにどうするのかということでもありますけれども、その会社が旧会社にやって、新会社をつくるかどうか、そして新会社に対する再生の道を講じるかどうか、これは行政の問題じゃなくて、金融機関が支援体制をとるかどうかの問題にかかってくるということで、これは民間に任すべき問題だということをごさいますして、私は、社会的に見る場合の一つの基準というものはこんなだろうということを示したらどうだろうということをお私に言っておるわけをごさいますして、銀行の責任やとか金融の問題と絡んでの話じゃございません。

峰崎直樹君 もう時間が来ましたので終わりますけれども、しかし、商法の強制放棄の規定からしたら、債務超過になっているんだったら、これはもう債務超過の時点でもうあれじゃないですか、金融機関はそれにも融資しているといったら、これはもうつぶさないともならないんじゃないですか、こういう今おっしゃられたようなところは。

だから、その意味でいうと、またもとへ戻っちゃうんですけれども、金融機関が、この企業は本来もう債務超過だと、たしか、どこかの頭取さんが言っていましたね、そごうについて言えば何年も前からもう債務超過でしたと、ところが、それをずっと融資しているから、これを、さっき言ったように正常債権に近いような問題におとしめたわけですよ。

そういったところをやはり本来の原則に立ち返ってやらない限りだめなんで、私は、もうそういうものは全部今の商法だとかさまざまな法規の中に今おっしゃられたことは入っているんで、それをやらないのがやはり今問題なんだというふうに思いますよね。

その点で、ちょっと私、塩川大臣、これ以上もう議論する時間ありませんので、また別の機会にしたいと思っておりますけれども、そういう意味でいうと、私はやはり行政がそういうところへ直接介入していくというのはいかがなのかなというふうに思っているわけをごさいます。

とりあえず、私の質問は終わります。